

平成30年度 町村議会事務局長研修会

## 議会運営に関する事例研究

～最近の問い合わせ事例から～

- 1 修正動議の提出方法とその取り扱い
- 2 農業委員会委員の任命同意案件の議決方法
- 3 発言の取り消し・訂正
- 4 工事請負契約に係る議決の要否
- 5 意見書の提出

平成30年4月9日

熊本県町村議会議長会

## 1 修正動議の提出方法とその取り扱い

議員が長提案の予算案の一部に反対し、修正動議を提出する予定である。

修正動議はどのように提出すべきか。提出された場合、どのように取り扱うべきか。

また、予算の増額修正は、どのような場合に認められるのか。

# 解 説

## (1) 修正動議の提出方法

### ① 要件

議員が長提案の議案（条例・予算＝団体意思決定議案）に対し修正動議を提出するには、地方自治法（以下「法」という。）115条の3に基づき、議員定数の12分の1以上の者の発議による。したがって、定数12人以下の議会は1人で発議できる。

「標準」町村議会会議規則（以下「規則」という。）16条の一般的な動議は口頭でも提出できるが、修正動議は、文書で提出しなければならない。（規則17②）

様式は、①提出書（鑑文）＋②修正案（内容）からなる。

【地方議会議事次第書・書式例（第4次改訂版）（以下「書式例」という。）】

### ① p 39 様式 18 提出書（鑑文）

様式 18. 修正動議の提出（法115の3、標規17②）  
その1（法第115条の3による修正動議）

年 月 日
〇〇町(村)議会議長 殿
発議者 〇〇町(村)議会議員 (議員定数の12分の1以上の発議者の連署)
議案第〇号〇〇〇〇に対する修正動議
上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

別紙（修正案）様式 19 その1 参照

- (注) 1 団体意思決定の議案に対する修正案は、この様式による。  
2 議長は、この提出文とともに別紙修正案を印刷し、配布する。

### ② p 41 様式 19 修正案 その1（予算）

様式 19. 修正案（法115の3、標規17②）  
その1（予算に対するもの）

議案第〇号平成〇年度〇〇町(村) 一般会計予算に対する修正案		
議案第〇号平成〇年度〇〇町(村)一般会計予算の一部を次のように修正する。		
第1条中「3,423,456千円」を「3,426,456千円」に改める。		
第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。		
(歳入)		
款	項	金 額
15 諸 収 入		33,000千円 <del>30,000</del>
	7 雑 入	18,000 <del>15,000</del>
歳 入 合 計		3,426,456 <del>3,423,456</del>
(歳出)		
款	項	金 額
8 土 木 費		527,000千円 <del>524,000</del>
	1 道路橋りよう費	220,000 <del>217,000</del>
歳 出 合 計		3,426,456 <del>3,423,456</del>

- (注) 1 修正案の提出については、修正動議の提出（様式18その1）を添付する。  
2 修正箇所は、原案数字を朱線2本で抹消し、そのうえに修正金額を朱書する。

(参考) 平成〇年度〇〇町(村)一般会計予算修正に関する  
説明書

**歳入歳出予算事項別明細書**

1 総括  
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
15 諸収入	33,000千円 <del>80,000</del>		
歳入合計	3,426,456 <del>3,429,456</del>		

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源	一般財源		
				国(県) 支出金	地方債	その他	
8 土木費	533,800千円 <del>593,800</del>			107,800	107,800	4,000	314,200 <del>311,200</del>
歳出合計	3,412,456 <del>3,409,456</del>			1,012,000	707,000		1,693,456 <del>1,690,456</del>

2 歳入  
款 15 諸収入  
項 7 雑入

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	4,500千円 <del>1,500</del>					
				雑入	4,500 <del>1,500</del>	
計	4,500 <del>1,500</del>					

3 歳出  
款 8 土木費  
項 2 道路橋りょう費

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				説明	
				特 定 財 源		一般財源			
				国(県) 支出金	地方債	その他	区分	金額	
道路新 設改良 費	82,500千円 <del>79,500</del>			1,700		1,800	15 工事請 負費	12,000 <del>9,000</del>	〇〇道路 改良費 8,000 <del>5,000</del> 千円
計	82,500 <del>79,500</del>			1,700		1,800		79,000 <del>76,000</del>	

(注) 予算修正案に添付する。

② p 44 様式 19 修正案 その 2 (条例)

その 2 (条例に対するもの)

(例 1)

**議案第〇号〇〇条例に対する修正案**

議案第〇号〇〇条例の一部を次のとおり修正する。  
第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。  
第〇条中「××」を削る。  
第〇条を次のように改める。

(例 2)

**議案第〇号〇〇町(村)〇〇条例の一部  
を改正する条例に対する修正案**

議案第〇号〇〇町(村)〇〇条例の一部を改正する条例の一  
部を次のように修正する。  
例 1 による。

(注) 1 (例 1・2) の修正案の提出については、修正動議の提出(様式 18 その 1) を添付する。  
2 (例 1・2) 以外の機関意思決定の議案(会議規則、意見書、決議) の修正案の提出についても(例 1・2) に準じて行い、修正動議の提出(様式 18 その 2) を添付する。

## ② 時期

議員が修正動議を提出する時期については、明文の規定はない。

修正案を説明する時期については、規則 42 条で「提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。」とされているが、原案の提案説明に引き続いて修正案の説明をするよりも、議論の流れとして、原案の説明 - 質疑終結後に修正案の説明をして質疑の方がよい。同時に、委員会付託した事件についても、委員長の報告、少数意見の報告とこれに対する質疑を終結してから、修正案の説明 - 質疑を行うことが適当である。

### 【具体的な流れ】

原案説明 - 質疑 - 修正案説明 - 質疑 - 討論 - 表決

したがって、修正動議を提出する時期は、原案の提案説明とそれに対する質疑が終わって、討論に入る直前までということになる。修正案の提出について発言があるときは、修正案作成のための休憩を取るという配慮も必要であろう。

しかし、現実の問題として、あえて質疑終結まで待たなくとも、修正案を提出できる場合もあり得る。議会事務局での準備の時間を考慮すれば、あらかじめ議長に提出し議会に備える必要がある。

例えば、定例会であれば、開会初日に、本会議で執行部から提案理由の説明を聞いた上で、表決がなされる最終日の前日までに議長に提出するのが望ましいと言える。委員会付託される議案であれば、委員会の審議状況にも考慮する必要がある。

やむを得ず、最終日等議案の審議日当日に提出する場合、提出する議員は、規則 57 条に基づく「議事進行に関する発言」で、議長に対し、修正動議を提出したいので休憩を求める旨を要望する。この場合、規則 16 条の動議により休憩を求める方法もあるが、他に 1 人以上の賛成者が必要であり、「修正動議を議長に提出するために休憩を求める動議」と、「修正動議」そのものを混同する恐れがあるので注意する。

(2) 提出された修正動議の取り扱い

① 受理・審議順序

議員から要件が整った修正動議が提出された場合、議長は受理をしなければならない。原案と同時に審議し、日程追加の必要はない。審議順序は下記のとおり。『議員必携』(以下「必携」という。) p111)

○ 本会議のみで審議する場合

上程 - 説明 - 質疑 - 修正案説明 - 質疑 - 討論 - 表決

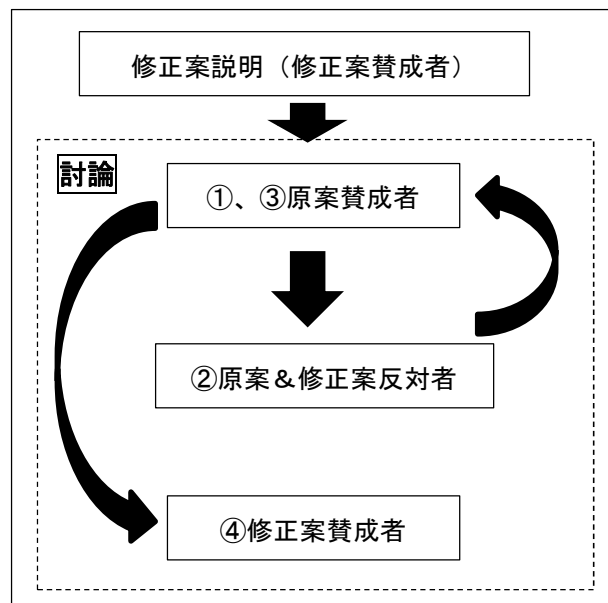
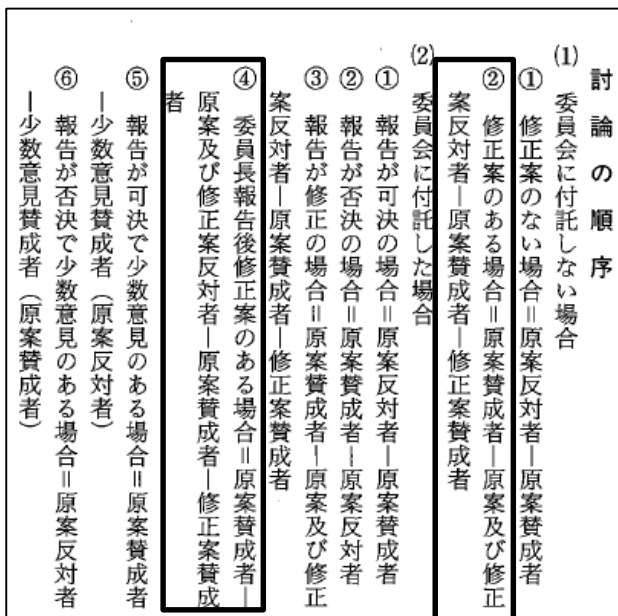
○ 委員会に付託して審査する場合

上程 - 説明 - 質疑 - 委員会付託 - (審査終了後) - 委員会報告書提出 - 本会議に上程 - 委員長報告 - 委員長報告に対する質疑 - 修正案説明 - 質疑 - 討論 - 表決

② 討論の方法

議員から修正案が提出されると通常と討論の内容が変わる。具体的には以下のとおり。

【必携 p140】



討論直前に修正案の説明がなされているので、修正案に対する反対者 (=原案賛成者) から討論させる。(規則 52)

「原案及び修正案反対者」とは、原案・修正案双方に反対している者 (原案にも修正案にも積極的に賛成できない者等) の意味である。

### ③ 表決の方法

修正案が提出された場合、修正案は原案より先に採決する。(規則 88③) 具体的な表決方法は以下のとおり。

【書式例 p162 32 表決】

<p>原案に賛成の方は、起立願います。 (賛成者起立)</p> <p>○議長 起立 多数 少数です。</p> <p>(したがって) 議案第〇号 〇〇〇〇の件 は、原案のとおり可決されました。 否決されました。</p>	<p>八 表決の順序(標規八八)</p> <p>(1) 議員提出修正案否決及び可決の場合</p> <p>○議長 これから、議案第〇号 〇〇〇〇の件 の採決を行います。</p> <p>まず、<u>本案</u> 本件 に対する〇〇〇〇君ほか〇人から提出された修正案について、起立によって採決します。 本修正案に賛成の方は、起立願います。</p> <p>(否決の場合)</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>○議長 起立少数です。 (したがって) 修正案は、否決されました。</p> <p>○議長 次に、原案について、起立によって採決します。</p>
<p>お諮りします。 修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議がないとき)</p> <p>○議長 「異議なし」と認めます。 (したがって) 修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。</p>	<p>(可決の場合)</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>○議長 起立多数です。 (したがって) 修正案は、可決されました。</p> <p>○議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。</p>

### (3) 予算の増額修正

予算の増額修正については、法 97 条 2 項において「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」とされている。

予算の増額修正については、昭和 52 年に政府見解が出されている。

【必携 p 243】

で修正を行うことができる。その限界は、個々具体の事例について判断すべきである。

(2) 予算の総合性を損ない、その根幹を失うこととなる修正は、憲法上禁止されている。

(3) 政府の予算の提出権を損なわない範囲は、国会と政府が連帯と協調の中で判断すべきである。

(4) 項の新設、附加は、すべて予算の提出権の侵害になるものではなく、弾力的に解すべきである。

この見解を基本にして、衆議院地方行政委員会が地方議会の予算修正の限界についての論議がなされた。そして、そのときの自治大臣の答弁を基にして、昭和五二年一〇月三日「予算の増額修正について」の通知が出されて統一見解が示され、併せて、前記の昭和三九年三月一六日付の通知が廃止された。

その「**予算の増額修正について**」の自治省の統一見解は、次のとおりである。

◎**予算の増額修正についての政府見解**  
(昭和五二年一〇月三日決定 行政課長通達)

一 当該予算の趣旨を損なうような増額修正をするこ  
とは、長の発案権の侵害になると解する。  
予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかど  
うかを判断するに当たっては、当該増額修正をしよ

うとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。

なお、このことは、歳入歳出予算だけではなく、継続費、債務負担行為等についても同様である。

二 地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行うおうとするときは、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。

この見解は、**予算の増額修正について**、国会と地方議会においてその取扱いを異にするべきではないことから、国会の予算修正権に対する政府の統一見解に沿って自治省が示したものである。

通知の骨子は、

(1) 予算の趣旨を損なうような増額修正は、長の発案権の侵害になるが、趣旨を損なわないような増額修正は、発案権の侵害とはならないものと解する。

(2) 議会が予算修正をしようとするときは、長と議会との間で意見調整をして妥当な結論を見出すことが望ましい。

というものである。

そこで、ここにいう「**予算の趣旨**」とは何かというこ

「予算の趣旨」＝「予算編成における基本的考え方」

「予算の趣旨を損なうような増額修正」…予算編成権者である町村長が予定していない新たな目標を追加し、または新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、その結果、その予算編成における基本的な考え方を没却することになるようなもの。



### 客観的判断の基準

- …「当該増額修正をしようとする内容、規模」＝修正項目の質及び量
- 「当該予算全体との関連」＝予算全体に占める割合、他の政策との関係等
- 「行財政運営における影響度等」＝翌年度以降も含めての影響度その他

＝事項別明細書等の予算説明書、町村長の施政方針と予算の説明、議会論議の内容、町村の基本構想、基本計画、実施計画等の行政施策の将来の方向、条例、規則、住民の要望等を個々具体のケースに沿って総合的に判断する。

形式的には…

- 新たな款項を加える修正は、多くの場合、予算の趣旨を損なう。(必携 p245)
- 継続費、繰越明許費、債務負担行為等に新たな事業、事項を加えることは、原則として発案権の侵害となる。(『逐条地方自治法』)

### 【『地方議会運営の実務』掲載事例】

(p 676 町道舗装費の増額修正)

- ① 町道舗装について、長がA線1,200m、B線1,300mを提案したとき、議会はA線を1,000m、B線をそのまま1,300m、C線を500m舗装すべきであると増額修正した。
- ② 長が町道を簡易舗装する予算を提案したことに対し、コンクリート舗装するよう増額修正した。
- ③ 中学校体育館が建設され、その附属施設として手洗施設の補正予算が提案されたのに対し、議会は屋根を加えて増額修正した。

**解答** いずれも、予算の趣旨を損なう増額修正にあたらぬので、長の発案権の侵害にないと考えられる。しかし、①は新たにC線の舗装追加、③は屋根の追加という修正内容について、長・議会間で十分調整を図ることが望ましい。

(p 677 補正予算の増額修正)

- ① 予算の趣旨を損なうかどうかは、補正予算に計上された補正額そのものを対象として解するのではなく、既定予算との合計額を対象として解すべきである。
- ② 補正予算に計上されていない既定予算の増額修正は、実質的に新たな予算の提案権を認める結果となるから、できないものと解する。

【『地方議会事務提要』掲載事例】

(p1851 当初予算に対する増額修正の可否)

当初予算に計上されている事業の額を単に増額するのみの修正では、長の予算の提出の権限を侵す増額修正とは言えない。

【『地方自治法質疑応答集』掲載事例】

(p555 の9 議会の増額修正)

予算の趣旨を損なうような増額修正とは、長が予定していない新たな目標を追加し、または新たな手段を追加することにより、予算編成における基本的考え方を没却するに至らしめるものをいう。

## 2 農業委員会委員の任命同意案件の議決方法

農業委員会等に関する法律の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、農業委員の任命方法は、市町村長が議会の同意を得て任命することとなった。

定数 10 人の農業委員会委員の任命同意案件が長から提出された場合の議事の進め方はどうすればよいか。

- (1) 長から委員ごとに 10 件の議案の提出があり、うち 2 人が議員の場合
- (2) 長から 10 人を列記した 1 件の議案として提出があり、うち 2 人が議員の場合

## 解 説

(1) 長から委員ごとに 10 件の議案の提出があり、うち 2 人が議員の場合

議員は法 117 条の規定により除斥となるので、議員に関する 2 件については、1 件ずつ当該議員を除斥して審議・採決し、残り 8 件については、一括議題として審議・採決する。

(例)

日程第 1	同意第 1 号	「議員 A 氏の農業委員の任命について 同意を求める件」	⇒A 氏除斥・質疑・討論・採決
日程第 2	同意第 2 号	「議員 B 氏の農業委員の任命について 同意を求める件」	⇒B 氏除斥・質疑・討論・採決
日程第 3	同意第 3 号	「C 氏の農業委員の任命について 同意を求める件」	⇒ 日程第 3 から第 10 まで一括議題の上、 一括質疑・個別に討 論・採決（原則）
～			
日程第 10	同意第 10 号	「J 氏の農業委員の任命について 同意を求める件」	

(2) 長から 10 人を列記した 1 件の議案として提出があり、うち 2 人が議員の場合

議員は、法 117 条の規定により除斥の必要があるので、議員に関する 2 件については 1 件ずつ個別に審議・採決し、残りの 8 人の議案を審議・採決する。

(例)

日程第 1	同意第 1 号	「農業委員（10 人）の任命について同意を求める件」
①	議員 A 氏の審議	⇒A 氏除斥・質疑・討論・採決
②	議員 B 氏の審議	⇒B 氏除斥・質疑・討論・採決
③	C 氏から J 氏までの審議	⇒一括質疑・個別に討論・採決（原則）

原則として、1 人 1 案件として提出すべきである。複数人を列記して 1 案件として提出された場合においても、原則として個別に採決すべきである。ただし、全員同意することに異議がないことが予想されれば、一括採決してもさしつかえない。（『地方議会運営の実務』p 283）

多数の選任同意案を一件ずつ採決するのは非常に大変であるとして、例えば、一枚の投票用紙に選任予定の複数の農業委員の氏名を掲載し、議員がそれぞれ○×を付けて投票する方法の是非について、全国議長会へ照会を行ったが、そういった方法は採用できないということであった。

### **3 発言の取り消し・訂正**

議員あるいは執行部が、議会での発言を取り消す、あるいは、訂正する場合にどのような手続きが必要か。また、取り消す発言を議長や他の議員、執行部が引用して発言していた場合、その発言はどうなるのか。

**解 説**

(1) 発言取り消し・訂正方法

発言者の発意による方法(規則 64)と、議長の職権による取り消す方法(法 129)がある。

① 議員の発意による取消または訂正・・・発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て、自分の発言の全部または一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができる。(規則 64)

- ・ 申し出は「発言取消(訂正)申出書」を議長宛てに提出する。(あらかじめ文書で提出することが適当であるが、口頭でも差し支えない。)

【書式例 p 71 様式 42】

様式 42. 発言<sup>取消し</sup><sub>訂正</sub>の申し出(標規64)

年 月 日
〇〇町(村)議会議長 殿
〇〇町(村)議会議員 ㊟
<b>発 言 取 消 申 出 書</b> <b>訂 正</b>
〇月〇日の会議における私の発言のうち、次の部分について、次のとおり字
取り消したいので、議会において許可されるよう会議規
則第 64 条の規定により申し出ます。
記
取り消したい発言 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
訂正したい発言 「○○○○」を「△△△△」に訂正

(注) 運用としては、あらかじめ文書で提出することが適当であるが、口頭でも差し支えない。

- ・ 取り消し、訂正は、その会期中に限られる。閉会宣告後には、取り消し、訂正の方法がない。

閉会後に取り消し・訂正の申し出があった場合・・・次の定例会または臨時会で議長がこの旨を報告することで、前の発言を取り消した・訂正したことを明らかにする。前の会議録が取り消し・訂正になるわけではないが、取り消したい・訂正したい旨の真意は明らかになる。発言した本人から発言要求があれば、議長が許可し、本人が述べる方法もある。

- ・ 訂正は字句に限り、発言の趣旨を変更するようなことはできない。・・・  
例えば、300 を 500 と誤って発言したということで、「町長は不誠実である」と発言したのを「誠実公正である」というような訂正は許されない。
- ・ 他の議員から「発言取り消しの動議」が提出された場合・・・  
動議が可決されても、議長は拘束されない。(行実 S27. 10. 8)  
議会として取り消しを要求することを決めたに過ぎない。

② 議長の職権による発言取消し・・・議員の発言の中に他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる。(法 129) 取消しを命じられた発言は、配布用の会議録には掲載されない。(規則 119)

- ・ 規則 119 条にある「議長が取消しを命じた発言」というのは、議長自らが議員の発言を取消しすることではなく、議長が取消しを命じても、発言した議員が応じない場合は取り消したことになる。しかし、その発言を掲載して印刷配布することは不適當であるので、配布用の会議録には掲載しないこととしている。
- ・ 不穏当発言の基準 (『議会運営の実際』)
  - ア 相手の立場になって聞いたならば不快感を覚える発言
  - イ 事実と異なる発言、根拠が不明確な発言
  - ウ 個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言



- ・ 実際の取り扱いとして、議長が取り消し命令をするには、まず議員の自主性を尊重して「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取り消しを命ずる扱いが適当である。(必携 p135)

- ・ **議長の発言取り消し留保**

議長がその場で瞬間的に発言の不穏当性を指摘することは、实际的に難しい。判断に迷う場合は、一旦発言の取り消しを留保しておいて、後日（閉会后でも可）会議録等を精査の上、取り消すかどうかを判断する。(必要に応じて議運で協議)  
議長の発言取り消し留保の発言は、その日だけに限定されず、会期中であればいつでも行使できる。(『議会運営の実際』より…「取り消し命令は発言の日だけに限られる」という説もあり)

**【議長口述例】**

「本日(○月○日)の○○○○君の発言につきましては、後刻、記録を調査して、措置することにします。(後日会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたします。)」

## (2) 執行部(説明員)の発言

執行部の発言は、議長の取り消し権の対象にはならない。執行部が不穏当発言をした場合、自ら取り消し・訂正を申し出るか、議長が議運等の決定に基づき取り消しを勧告するかによる。執行機関が取り消さなかった場合、例えば問責決議案の提出に発展することが予想されるが、それは政治的問題、事実上の問題であって法的な効力はない。

## (3) 取り消し発言の引用

発言議員が発言を取り消したのであるから、他の議員はそれを引用することができなくなるから、他の議員が引用した場合は、配布用の会議録から自動的に取り消しになる。会議録の原本には引用した発言がそのまま掲載される。執行部が引用した場合も同様である。

#### (4) 発言の取り消しの会議録上の効果

会議録には原本と閲覧（配布）用の二種類がある。通常閲覧できるのは閲覧用会議録となる。取り消した発言が掲載されないのは閲覧用会議録のみで、原本にはすべて掲載される。

（行実 S33. 3. 10）

取り消した発言は、発言者の氏名はそのまま記録に掲載し、発言の部分のみ「○字削除」とする。（『地方議会運営の実務』 p 987）あるいは、「————」または「○○○○」で表示する方法もある。（『議会運営の実際』）

#### (5) 懲罰との関係

発言を取り消すと、その発言は初めから全くなかったものとなる。しかし、発言を行った事実に対しては、責任を負わなければならないので、その内容いかんによっては、懲罰の対象とされる場合もある。懲罰動議を出す場合、発言した日を含めて3日以内に議長に提出する必要がある。（短期時効の原則）

発言議員から不穏当発言の取り消し申し出があり許可されたとき、懲罰動議の提出者は動議の取り下げを申し出ることできる。議題となる前であれば議長の許可で取り下げが可能。

#### **4 工事請負契約に係る議決の要否**

- (1) 公営住宅の建設を業者に委託するが、その場合、工事請負契約に係る議決が必要か。
- (2) 議会の議決を経た請負契約に伴う工事請負業者が破産し、未完成工事分を他の業者と契約する場合、その金額が議会の議決を要する金額以下の場合には議会の議決を要しないか。
- (3) 工事請負契約を締結したが、当初の予定より工期を延ばすことになった。変更議決が必要か。

## 解 説

### (1) 工事を委託する場合の議決の要否

法 96 条 1 項 5 号及び法施行令 121 条の 2 に基づき、議決の対象となる契約は「工事又は製造の請負」となっている。

「工事または製造の請負」は、民法 632 条に規定する請負に限らず、工事の完成を目的とする請負以外の契約をも含むとされている（行実 S41.10.1）から、工事の委託契約も「工事又は製造の請負」に該当する。

したがって、委託金額が条例で規定する金額以上であれば、議会の議決が必要となる。

### (2) 工事請負業者の破産による残工事分の契約締結に伴う議決の要否

要しない。（議決金額を上回る場合は要する。）議会の議決を得て締結した契約は解除したのであるから、残工事分に係る契約は、前のものと異なる新たな契約である。したがって、残工事の予定価格によって判断すべきである。

### (3) 工期の変更と議決の要否

議会に提出する工事請負契約に関する議案内容については、契約の目的、方法、金額、相手方等を明記すればよい（行実 S25.12.6）とされており、議会の議決を経た事項の変更については、すべて議会の議決を経なければならないとされている。（行実 S26.11.15）

したがって、工期が議案の内容になっていれば変更の議決が必要であるが、議案の内容となっていなければ、変更することについて議決は必要ない。

なお、『財務実務提要』によると、「工期を議会の議決事項とするか否かについては、当該団体の従来取り扱い等によるが、工事の完成はその年の天候その他やむを得ない事情等に左右される場合がしばしばあり、工期を議決事項としている場合において、その変更について議会の議決が得られない場合に、当該契約が工事の完成を意図したものである以上、議会の議決が得られないことを理由に変更しないというわけにはいかない性質のものであるから、本来工期は、その性質上議会の議決事項としない取り扱いが望ましいと解される」とし、「議会に対しては、工期については議案の説明において明らかにするような取り扱いが適当と考える」とされている。

## 5 意見書の提出

(1) 関係行政庁に意見書を提出されたいとする請願が提出された。紹介議員が説明し（意見書の案も添付）、議長が、「採択の上、意見書を提出することにご異議ありませんか」と諮り採択された。ところが、議員発議による意見書が提案されないまま閉会となった。この場合、

- ① 紹介議員の説明後の議長の取扱いによって、日程に追加はしていないが、意見書の提出が議決されたものとして取り扱ってもよいか。
- ② 後日の議会において、議員の発議により、意見書案を提出、議決の上、意見書を関係行政庁に提出することができるか。

(2) 関係行政庁に意見書の提出を求める陳情書が出されている。陳情書に意見書案の例が示されてくるが、過半数の議員がこの陳情の趣旨に賛同し、採択して意見書を提出することが想定される。

この場合、

- ① 提出する意見書は、陳情者から送付された意見書案の例によって作成すべきか。
- ② 所管常任委員会において内容について意見が分かれている場合においても委員会提案は可能か。

(3) 法 99 条によると、意見書の提出先は「国会又は関係行政庁」となっているが、具体的にどこまで出せるのか。また提出方法はどのようにすればよいか。

## 解 説

(1) 請願のみを採択し、意見書案を発議せずに閉会した場合

- ① 請願が採択されても意見書案は別途議員から提案すべきであり、本事例の場合、請願に付された意見書案が議決されたことにならない。

請願の採択後、意見書の発議について日程の追加を諮り、追加日程として意見書を審議し可決されて初めて意見書を提出できる。

- ② できる。請願を採択した以上その会期中に意見書を議決すべきであるが、議決しなかった場合は、次の議会において議決することもやむを得ない。

(2) 意見書の文案、意見が分かれている場合の委員会提案の是非

- ① 意見書の提出は議会固有の権限であり、陳情の採択と意見書の決定は別の行為であり、陳情書に例示されている文案に拘束されず、追加削除も議会の裁量でできる。ただし、議会として陳情に賛同している以上、陳情の趣旨が損なわれない範囲で意見書を作成すべきである。

- ② 所管常任委員会内で意見が分かっていたとしても、多数可決により委員会提案は可能である。しかし、委員会内で意見が分かれる場合は、本会議において所管常任委員会委員が反対討論することも想定されるので、委員会ではなく議員が提案することも考えられる。

### (3) 意見書の発議・提出先

意見書は議員または委員会が発議する。(規則 14) 議員提出の場合は所定の賛成者とともに連署して、委員会提出の場合は委員長名をもって議長に提出する。

#### ① 提出文 (鑑文)

(議員提案)

【書式例 p 36 様式 17-1 その 2】

その 2 (その 1 以外の議案)

<p>(発議第○号)</p> <p>年 月 日</p> <p>○○町(村)議会議長 殿</p> <p>提出者 ○○町(村)議会議員 賛成者 同上 (所定数以上の者の連署)</p> <p>件 名</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。</p>
---

別 紙

<p>(例) ○○○○に関する意見書</p> <p>内 容</p>
<p>(提出の理由)</p>

(注) 「その 1 以外の議案」とは、機関意思決定の議案(会議規則、意見書、決議)をいう。

— 36 —

(委員会提案)

【書式例 p 38 様式 17-2 その 2】

その 2 (その 1 以外の議案)

<p>(発議第○号)</p> <p>年 月 日</p> <p>○○町(村)議会議長 殿</p> <p>提出者 ○○委員長 回</p> <p>件 名</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。</p>
---

(注) 1 「その 1 以外の議案」とは、機関意思決定の議案(会議規則、意見書、決議等)をいう。  
2 委員会提出議案は、委員会において議決後、委員長が議長に提出する。  
3 委員会提出議案は、それぞれの所管(掌)に属するものにつき、提出することができる。

— 38 —

#### ② 意見書本文

【書式例 p 50 様式 25】

様式 25. 意見書及び決議

<p>○○○○に関する意見書</p> <p>○○○○は、……………速やかに実現されるよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</p> <p>年 月 日</p> <p>○○○○あて ○○○○</p> <p>○○県○○町(村)議会</p>
---

<p>○○○○に関する決議</p> <p>○○○○は、……………○されるよう強く要望する。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>年 月 日</p> <p>○○町(村)議会</p>
--

(注) 議長に提出するときは、議案の提出(様式 17-1 その 2)による提出文を添付する。

— 50 —

法 99 条により、意見書は「国会又は関係行政庁」に提出することができるとされている。「関係行政庁」とは国の機関たると、地方公共団体の機関たるとを問わず、意見書の内容について関係のある（権限を有する）行政機関となっている。行政庁に限られるから、裁判所等は含まれない。

「国会又は関係行政庁」以外に提出する場合は、タイトルを意見書ではなく要望書等とするか、「地方自治法第 99 条の規定により」という文言を削って提出する。

具体的な提出先における提出の可否については、下記のとおりとされている。

提出先	可否	備考
当該市町村の長	×	行政実例 S33. 12. 22
他市町村の長	○	
県知事	○	
県議会議長	×	
地方整備局長、農政局長	○	国の地方支分局で解決できるものであれば可
広域連合	○	
公団、公社	×	国及び地方公共団体とは別法人のため
NTT（日本電信電話株式会社）	○	総務大臣の監督権があるため総務省に対し提出可
独立行政法人	○	法律で行政権限が付与されていれば可

提出方法については、国会（衆議院及び参議院）のみ様式等が指定されており、他の関係行政庁については定まった様式がない。

参議院が最も詳細に様式等を指定しているので、その他に提出する場合も参議院を基本に作成すればよいと解される。

### 【衆議院ホームページ】

#### 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の議会は国会に意見書を提出することができます。  
 衆議院への意見書は、衆議院議長宛てに、表題を「○○に関する意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出してください。  
 なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会に参考送付されます。

問合せ先：衆議院議事部請願課 TEL03-3581-5111 内線 68012、68013



## 地方議会からの意見書の提出

### 1. 地方議会からの意見書について

地方公共団体の議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会に対して意見書を提出することができます。参議院では、意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に参考送付しています。

### 2. 意見書の提出に当たっての依頼事項(地方議会事務局の皆様へ)

参議院への意見書の提出に当たりましては、下記の諸点に御留意くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 提出書の様式について

▶ [\(様式別\)\(PDF\)](#)

1. 議会名及び議長名を明記し、議長公印を押印してください。
2. 問い合わせ先として、照会担当部署及び担当者名を明記してください。
3. 用紙はA4判に統一してください。

#### 意見書本文の様式について

▶ [\(様式別\)\(PDF\)](#)

1. 表題は、「〇〇に関する(「についての」「を求める」なども可)意見書」としてください。
2. あて名は、「参議院議長 〇〇 〇〇 殿」としてください。
3. 地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記してください。
4. 用紙はA4判に統一してください。

#### 提出方法について

1. 原則郵送によるものとし、参議院議長あてとしてください。  
(送付先)  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 参議院議長あて
2. 提出書は意見書本文に添付してください。
3. 意見書本文のみ写しを同封してください(提出書の写しは不要です)。
4. 封筒には「意見書在中」と朱書まで明記してください。

#### 本件に関する照会先:

参議院事務局議事部請願課  
(電話)03-3581-3111(内線73352・73353)

[提出書の例]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

{  
〇〇県（都道府）議会  
〇〇県〇〇市議会  
〇〇県〇〇町（村）議会

議長 〇〇 〇〇

公  
印

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出いたします。

担当 〇〇課 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

[意見書本文の例]

〇〇〇〇に関する意見書（表題）

（本 文）

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県（都道府）議会  
〇〇県〇〇市議会  
〇〇県〇〇町（村）議会

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

【参考文献】

- 議員必携（全国町村議会議長会編）
- 地方議会議事次第書・書式例（全国町村議会議長会編）
- 標準町村議会議事規則・委員会条例詳解（若林俊夫、勢旗了三著）
- 議会人が知っておきたい危機管理術（大塚康男著）
- 議員・職員のための議会運営の実際（地方議会研究会編著）
- 逐条地方自治法（松本英昭著）
- 地方自治関係実例判例集（地方自治制度研究会編集）
- 地方議会運営の実務（全国町村議会議長会編集）
- 地方自治法質疑応答集（地方自治制度研究会編著）
- 地方議会事務提要（地方議会実務研究会編集）
- 地方財務実務提要（地方自治制度研究会編集）